

氷見訪問看護ステーション
運 営 規 程

医療法人北辰会

氷見訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人北辰会が開設する、氷見訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態及び要支援状態にある者（以下「要介護者」という）で、かかりつけの医師が必要を認めた者に対して、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者的心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・介護・福祉のサービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 ステーションにおいて、医療 DX 推進体制を取り入れ、質の高い医療の提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1 ステーションはこの事業の運営を行うにあたり、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは訪問看護の提供にあたってはステーションの看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（大規模災害等の緊急事態は除く）
- 3 ステーションは、居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用した訪問看護の提供を行う。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 氷見訪問看護ステーション
- 2 所 在 地 西条市氷見丙476番地4
- 3 電話番号 0897-57-7015

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 看護師 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたる。
- 2 訪問看護職員 看護師 常勤換算 2.5名以上 (1名管理者兼務)
作業療法士 1名以上

(営業日及び営業時間)

第6条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日、土曜日は営業とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

年末年始休みは12月30日午後から1月3日までとする。

2 営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
土曜日 8:30～12:15

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとり、必要に応じて訪問を行う。

(事業の内容)

第7条

事業の内容は、次のとおりとする。

1 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

2 訪問看護報告書の作成

3 サービス内容

- ・ 病状・障害の観察
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事・排泄等、日常生活の援助・指導
- ・ 褥瘡の予防・処置
- ・ 在宅リハビリテーション
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ カテーテル等の管理・指導
- ・ その他医師の指示による医療処置
- ・ 小児の訪問看護
- ・ 緊急時訪問看護

(サービスの提供の記録)

第8条

ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の利用実施地域は、西条市とする。その他の地域も相談に応じ、事業等の提供を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条

1 健康保険法の指定訪問看護の利用料

(1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(2) その他の利用料については、次の額を徴収する。

・休業日の訪問について	…	1,600円
・延長料金 30分	…	1,500円
60分	…	3,000円

(3) 指定訪問看護事業に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・ステーションから 片道 2km未満	…	100円
・ステーションから 片道 5km未満	…	200円
・ステーションから 片道 5km以上	…	300円

2 介護保険法の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用料

(1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(2) 第9条に規定した事業の実施区域内では交通費を徴収しない。第9条に規定した事業の実施域を越えて行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業実施地域を越える場合、事業実施地域を越えた地点から3kmごとに100円

3 訪問看護と連携して行われる死後の処置料 ・・・ 10,000円

4 前項の費用に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第11条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備・備品等の衛生的な管理に努める。

(事故発生時の対応等)

第12条

1 ステーションは、業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条

看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時緊急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。また、関係機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第14条

- 1 ステーションは、要介護者等からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、5年間保存する。

(個人情報の保護)

第15条

- 1 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条

- 1 ステーションは、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策と検討する委員会（2回/年）
 - (2) 虐待の防止するための看護師等に対する研修（1回以上/年）
 - (3) 虐待の防止のための指針
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 身体の拘束等について
 - (1) ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。
 - (2) ステーションは、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(業務継続計画の策定等)

第17条

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条

ステーションは、社会的使命を充分認識し、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、また、看護師等が働きやすい環境を整えるための業務改善、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後4ヶ月以内
- 2 年8回の業務研修
- 3 看護師等は業務上知り得た要介護者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 看護師等であった者に、業務上知り得た要介護者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 ステーションは適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年 3月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年 4月16日から施行する。

附則 この規程は、平成25年 7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年 12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年 1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年 10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年 9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年 1月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年 4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年 7月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年 6月1日から施行する。